

お互いの情報共有、進捗状況、地域整備の方向性、支所のあり方について等を報告します。

他の協議会と比較して遅延していないか、地域整備の方向性が総合計画等に沿っているか、費用面や支所のあり方についての整合性を図ります。

○嘉麻市地域整備協議会条例（抜粋）

（調整会議）

第8条 協議会相互の情報共有及び総合調整を図るため、嘉麻市地域整備協議会連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

2 調整会議は、各協議会から選出される委員12人以内で組織する。

3 調整会議を兼ねる委員の任期は、第5条の規定にかかわらず各地域の全ての協議会の諮問に関する事務が終了するまでの間とする。

111

（委任）

第10条 この条例の施行に関し、協議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

○嘉麻市地域整備協議会条例施行規則（抜粋）

（調整会議の組織）

第4条 嘉麻市地域整備協議会連絡調整会議（以下「調整会議」という。）は、各協議会の会長、副会長及び学識経験者をもって組織する。

（調整会議の委員長及び副委員長）

第5条 調整会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。